

令和 7 年度に呉市立小学校，中学校及び義務教育学校で使用する教科
用図書の採択に係る基本方針について

令和 6 年 5 月 3 0 日
呉 市 教 育 委 員 会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は，学校教育において，教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し，教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にのっとり，本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また，学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については，児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際，次の観点に基づいて，広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 知識及び技能の習得
- (イ) 思考力，判断力，表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (エ) 内容の構成・配列・分量
- (オ) 内容の表現・表記

イ 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく，採択権者の判断と責任において，採択における適正，公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について，採択後，遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について，採択後，遅滞なく公表するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは，その資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは，その議事録
- (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

呉市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 小学校用教科用図書について

ア 令和6年度においては、原則、令和5年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 呉市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

- a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究する観点等を示す。
- b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。
- c 今年度採択する教科用図書について全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

(イ) 調査・研究委員においては

- a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。
- b 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長及び教員等とする。
- c 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。